

不妊不育治療費助成事業 よくある質問と回答
(内容：令和7年3月時点)

Q1 申請から助成金の決定、振込までの期間はどのくらいかかりますか。

A1 申請書の提出から助成金の決定までは、内容の審査のため概ね1か月から1か月半程かかります。決定通知後、約2週間で指定の口座に助成金が振り込まれます。

Q2 医療機関から発行された領収書や診療明細書をなくしてしまったのですが、申請できないのでしょうか。

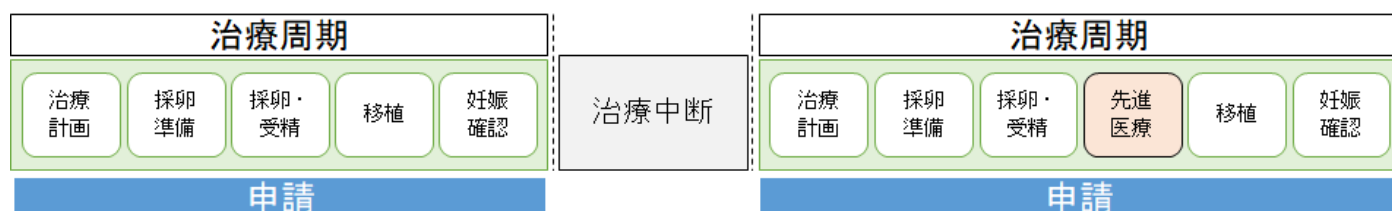
A2 主治医が作成した受診等証明書との確認を行うため、領収書と診療明細書、両方の提出をお願いしています。なくさず大切に保管してください。不足がある場合は、添付がある分のみを助成対象経費として審査します。

Q3 医療保険からの払戻しの有無やその時期が分かりません。

A3 加入している医療保険の保険者（〇〇健康保険協会、〇〇共済組合など）に確認してください。高額療養費だけでなく、世帯合算や、付加給付などの払戻しが該当するケースが多くあります。

Q4 区分A（生殖補助医療）の「治療周期ごとに申請できる」や「助成回数の限度が無制限」とは、どのような意味でしょうか。

A4 不妊治療の計画から採卵、授精・培養、胚移植、妊娠確認までの一連の治療の流れを一つの治療周期と捉え、1周期ごとに助成金を申請できます。ただし、実際の治療内容は例示に限らず、主治医が証明したものによります。



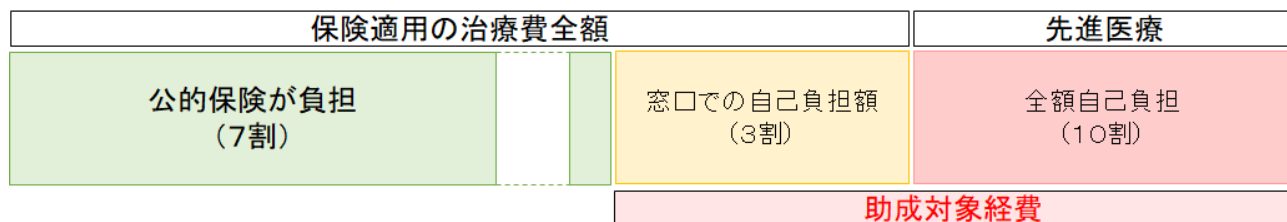
【区分A：治療周期のイメージ、上記は2周期分になる】

治療が複数周期にわたるときは、まとめて申請することもできますが、同じ区分についてまとめて申請する場合は、申請書や受診等証明書は1周期ごとに分けて用意してください。区分Aについては、助成回数の限度が「無制限」なので、治療の周期ごとに複数回の申請が可能です。

※ 全て自費診療（保険適用外）の治療や、一般不妊治療などは区分B、不育症の検査や治療は区分Cの対象となり、助成回数（年度に1回）の制限がありますので、申請のタイミングにご注意ください。

Q5 生殖補助医療と組み合わせて行った先進医療が対象になる場合、助成対象経費はどのように計算したらよいのでしょうか。

A5 全額自己負担となる先進医療等についても、生殖補助医療と組み合わせて行ったものについては、区分Aの助成対象経費に含めます。次のイメージ図を参考にしてください。

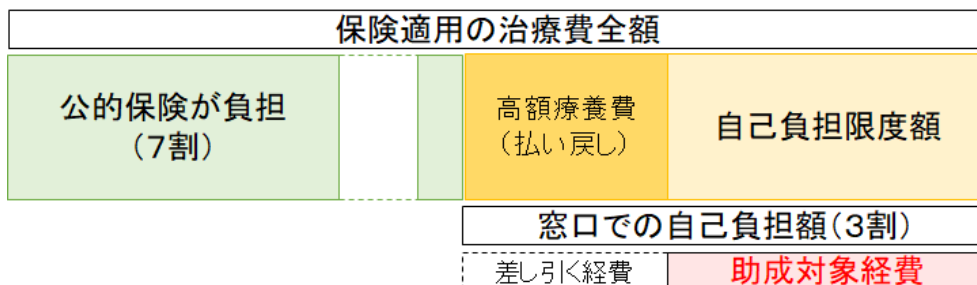


Q6 助成対象経費から高額療養費や、国または他の地方公共団体から受けた助成金を差し引くとはどのようなことでしょうか。

A6 1 か月あたりの医療費が高額になったときは、一定額以上の負担額が払い戻しされる「高額療養費制度」があります。この場合は、窓口で支払った額ではなく、高額療養費の払い戻し額を差し引いた実際の自己負担額によって助成金を算出します。

高額療養費や世帯合算、付加給付制度の払い戻し手続きには、3～4 か月程度かかることが多く、また、保険者によって手続きの方法も異なります。詳しくは、加入する医療保険の保険者からの情報を確認してください。

なお、国や他の地方公共団体から受けた助成金がある場合も、高額療養費と同様に、助成対象経費から差し引きます。



Q7 区分B・区分Cの申請回数は、「治療の初日が属する年度につき1回まで」とありますが、どのように解釈したらよいのでしょうか。

A7 例えば、治療を令和5年10月1日に開始し令和6年5月31日に終了した治療を申請するときは、「令和5年度分」とします。次のイメージ図を参考にしてください。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	申請の年度
R5.10.1開始	R6.5.31終了		令和5年度分
	R6.5.1開始	R7.1.31終了	令和6年度分
	R6.10.1開始	R7.4.30終了	令和6年度分

Q8 治療を中断しましたが、その場合は助成対象となるのでしょうか。

A8 個々の事情や医師の判断により治療を中断した、または継続せず終了したものについても、助成対象とします。

Q9 上越市不妊不育治療費助成金の申請、所得税の確定申告における医療費控除の申告、高額療養費等の払い戻し申請、どの手続きから始めたらよいのでしょうか。

A9 ① 高額療養費等の払い戻しがあるか保険者に確認し、手続きを行ってください。
② 上越市不妊不育治療費助成金を申請してください。その際、高額療養費等の払い戻し額と内容が分かる書類を添付してください。
③ 所得税の確定申告における医療費控除を申告してください。①②の金額を差し引くことなく、所得税の還付を受けた場合、修正申告を求められることがあります。
なお、確定申告については詳しくは税務署に確認してください。

Q10 不妊不育治療に対して民間の生命保険から保険金が支払われましたが、助成対象経費から差し引かなければならないのでしょうか。

A10 民間の保険や互助会の給付については、公的な医療保険ではないので助成対象経費から差し引く必要はありません。

Q11 一般不妊治療（人工授精）を始めてから1年経ちました。この間、受診する医療機関が途中で変わりましたが、区分Bの助成について、どのように申請したらよいのでしょうか。

A11 助成対象経費は、複数の医療機関の治療費用を合計したものになります。受診等証明書を医療機関ごとに作成し、領収書および診療明細書を提出してください。

途中で医療機関が変わったときは、受診等証明書に記載された内容をもとに**治療期間の初日と末日**を判断します。